

# 子ども・高齢者対象 ヘルメット購入費を補助します

令和5年4月1日の道路交通法の改正により、すべての自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車事故では頭部に致命傷を負うケースが多いため、リスクの高い子どもや高齢者のヘルメット購入費を一部補助します。

## 補助対象となるヘルメット

### 次の要件をすべて満たすヘルメット

- 令和6年4月1日(月)以降に購入した新品。
- 以下のいずれかの安全認証をうけていること
  - ・SGマーク ・JCFマーク ・CEマーク
  - ・GSマーク ・CPSCマーク

安全認証マークの一例



SG マーク



JCF マーク

## 補助対象者

### 申請時に次の要件をすべて満たす人

- 町内に住民登録があり、居住していること
- 満18歳以下の方、または満65歳以上の方
- 王寺町税を滞納していないこと。
- 転売を目的としないこと

## 実施期間

令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

## 補助の金額

- ▶ヘルメット購入費用の2分の1  
(100円未満切り捨て、上限3,000円)
- ▶1人につき1個かつ1回まで

## 申請手続

【王寺町自転車乗車用ヘルメット購入補助事業費補助金交付申請書兼請求書】に必要事項を記入し、次の書類を添えて申請してください。

### ▶添付書類

- ①領収書または販売証明書
- ②購入したヘルメットの安全基準が確認できるもの  
(商品カタログ等の提示で可)
- ③補助金を受け取るための口座が確認できるもの  
(通帳等の提示で可)
- ④申請者の本人証明書
- ⑤その他町長が必要と認める書類

## 問い合わせ先

- ▶王寺町役場 2階 防災統括室  
(電話番号 0745-73-2001)



町公式サイト

## 自転車安全利用五則について

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



奈良県公式サイト

